

## 【タイ】 軍事政権が暫定憲法を公布

海外立法情報課 藤倉 哲郎

\* 2014年7月22日、暫定憲法が公布された。5月のクーデター後、全権を掌握してきた軍が引き続き強力な権限を維持したまま、1年後の新憲法制定と民政移管へのプロセスが始まった。

### 1 暫定憲法公布に至る経緯

2013年11月末にインラック首相の退陣を求める反政府デモが開始されて以来、政治的混乱が続いていたタイで、2014年5月20日、プラユット陸軍司令官がタイ全土に戒厳令を宣言した。同司令官は、翌日から政府支持派と反政府派の両代表を招いて協議を行ったが、これが不調に終わったため、同22日、クーデターを宣言した。クーデターにより一部の条項を除いて憲法が停止され、陸海空三軍と警察が、プラユット陸軍司令官を議長とする国家平和秩序評議会（National Council for Peace and Order, NCPO）を組織して全権を掌握した。6月27日、プラユット陸軍司令官は、7月中に暫定憲法の制定、1か月を目処に暫定的な議会と政府の樹立、その後約1年をかけて新憲法を制定し、2015年10月から11月頃に総選挙を実施するという民政移管への行程を示した。この行程に沿って、7月22日、暫定憲法（注1）が公布された。

### 2 暫定憲法の内容

国民立法議会（National Legislative Assembly, NLA）が、NCPOの推薦に基づき国王に任命された議員（220人以下）を構成員として設置される（第6条）。首相はNLAの議決に基づき、また各大臣は首相の推薦に基づき、それぞれ国王に任命され内閣を構成する（第19条）。過去3年以内に政党で何らかの地位にあった者は、NLA、内閣又は憲法起草委員会の構成員になることはできない（第8条、第20条、第33条）。首相は、NLAにより承認された法案を、国王の署名を受けたうえで公布する（第15条）。NLAは内閣信任又は不信任投票を行うことはできない（第16条）。

国家改革評議会（National Reform Council, NRC）が設立され、諸改革をNLA、内閣及びNCPOに対して勧告する（第27条）。NRCは、NCPOの推薦に基づき国王により任命される評議員（250人以下）で構成される（第28条）。NRCは、必要な場合に改革に関連する法案をNLAに提出する（第31条）。また憲法起草委員会に助言を与え、同委員会が提出した憲法草案を審議し承認を与える（同条）。

憲法起草委員会（Constitution Drafting Commission, CDC）は、NRC議長により任命される36人の委員で構成される。CDC委員長はNCPOの指名に基づき、他の35人の委員のうち20人はNRCの指名、残る15人はNLA、内閣、NCPOからの各5人の指名に基づいて任命される（第32条）。CDCは、NRCから助言を受けてから120日以内に憲法草案を起草し、NRCに提出する（第34条）。草案には、国王を元首とする民主主

義体制、汚職を防止する効果的な仕組み、国家財政支出に対する説明責任、ポピュリズム政権の防止等の10項目が盛り込まれる(第35条)。NRCが承認した草案は、国王の署名を受けて公布される(第37条)。草案が期日までに起草されない場合、草案がNRCで承認されない場合又はNRCで承認された草案へ国王の署名が得られない場合、NRC及びCDCはともに解散し、それぞれ新たに選出される(第38条)。

NCPOは、内閣の行政権執行を監督し、必要な場合には内閣と合同会議を開いて問題解決にあたる(第42条)。またNCPO議長は、国の安全が脅かされる有事の際にあらゆる命令を下す権限を有する(第44条)。

### 3 暫定憲法に対する反応

軍事政権の法律顧問を務めるウィサヌ元副首相は、暫定憲法公布翌日の記者会見で、暫定憲法では、新憲法の制定に政党の影響力が及ばない仕組みになっていることを強調し、国を正しい方向に向かわせるにはそうした厳しい規定が必要であると説明した。さらにNCPO議長に与えられている絶対的な権限について、NCPOがそうした権限を実際に発動する見込みはないと、第44条への世論からの懸念をかわした。他方で、反インラック政権派であった民主党指導者のアピシット元首相は、不測の事態に対処するための権限をNCPOが維持することに理解を示しつつも、立法権及び司法権に対しても絶対的な権限を握ることへの説明が不十分であると批判した(注2)。

軍の影響力を強く残す暫定憲法が制定された背景として、2006年クーデター後、元陸軍司令官が文民として暫定首相に起用され、軍が統治の前面から退いた結果、改革が中途半端に終わったとの教訓があるとされる(注3)。しかし、軍が影響力を維持することは、政治的紛争を制御する軍の中立性を損なわせ、軍への不信を募らせる危険があり、さらに政党関係者を政府や議会から締め出すことによって、結果的に官僚や保守的支配層の役割を強化することになるとも指摘されている(注4)。

7月31日、暫定憲法に基づきNLA議員200人が選出されたが、半数が軍人で占められた。続いて8月21日、大方の予想どおりに、プラユット陸軍司令官が首相に選出され、同司令官がNCPOと暫定政府のトップを兼務することになった。軍事政権が強力な権限を維持したまま、政党の影響力を徹底して排除しつつ、新憲法制定と民政移管へのプロセスが始まった。

注(インターネット情報は2014年9月18日現在である。)

- (1) 暫定憲法の英文(非公式訳)は<<http://lawdrafter.blogspot.jp/2014/07/translation-of-constitution-of-kingdom.html>>を参照。
- (2) “Graft clause sought for new charter,” *Bangkok Post*, 2014.7.24, p.1.
- (3) 高橋徹「タイで暫定憲法公布：軍政、強大な権限維持」『日本経済新聞』2014.7.25, p.6.
- (4) Panarat Thepgumpanat and Kawewit Kaewjinda, “‘Flawless’ Thai army ruler would be good PM: junta colleague,” *Reuters*, 2014.7.23. <<http://www.reuters.com/article/2014/07/23/us-thailand-politics-idUSKBN0FS09820140723>>